

# 健全化判断比率及び資金不足比率について

## 1. 健全化判断比率等の公表について

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、平成20年度の決算数値から早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化を図ることになります。

## 2. 健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第2項の規定により、健全化判断比率を公表します。

指標名	吉野川市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %	13.07 %	20.00 %
連結実質赤字比率	- %	18.07 %	40.00 %
実質公債費比率	14.6 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	127.6 %	350.0 %	

赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「-」と表示しています。

### 【実質赤字比率とは】

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

### 【連結実質赤字比率とは】

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示すものです。

### 【実質公債費比率とは】

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

### 【将来負担比率とは】

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

### 【早期健全化基準とは】

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事への報告しなければなりません。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。

財政再生計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、県知事から必要な勧告を受けることとなります。

また、早期健全化基準以上となった場合には、地方公共団体の長は外部監査を受けなければなりません。

### 【財政再生基準とは】

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、県知事を経由して総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。また、財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更等必要な措置の勧告を受けることとなります。

## 3. 資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、資金不足比率を公表します。

特別会計名	吉野川市	経営健全化基準
水道事業会計	- %	20.0 %
簡易水道事業特別会計	- %	
公共下水道事業特別会計	- %	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	- %	
農業集落排水事業特別会計	- %	

資金不足額がないため、資金不足比率は「-」と表示しています。

### 【資金不足比率とは】

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

### 【経営健全化基準とは】

経営健全化基準以上となった場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として経営健全化計画を定めなければなりません。